

小規模多機能型居宅介護 円 重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

当事業所は、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

作成日 令和 7 年 8 月 11 日

1. 事業者（法人）の概要

名 称	特定非営利活動法人 ダーナ
代 表 者 名	理事長 西池 匡
所 在 地	兵庫県 豊岡市 出石町安良 3-10
法 人 の 事 業	認知症対応型共同生活介護事業
委 託 事 業	サービス付き高齢者向け住宅

2. 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	小規模多機能型居宅介護 円 (まどか)
事 業 所 の 所 在 地	〒668-0208 豊岡市出石町安良 239-1
介護保険事業者番号	2894400163
開 設 年 月 日	平成 25 年 1 月 16 日
利 用 対 象 者	要支援 1～2 及び要介護 1～5 の要介護認定者
登 録 定 員	29 名 (通いサービス定員 15 名、宿泊サービス定員 4 名)
管 理 者	番場 哲也
電 話 ・ F A X 番 号	(電話) 0796-53-2800 (FAX) 0796-53-2801
交 通 の 便	JR 豊岡駅より全但バス、神美経由出石行きに乗車し「下安良」で下車、徒歩 3 分

3. 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	介護保険法の理念に基づき、要介護者が可能な限り居宅生活を基本にし、その有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう、適切なサービス（介護）を提供することを目的とする。
事 業 の 運 営 方 針	何らかの障害を有しても人間らしい落ち着いた生活が出来るよう個々にあったサービスを提供する。

4. 事業所の居室・設備等の概要

居 間 ・ 設 備 の 種 類	備 考
宿 泊 室	個室 4 室
居 間 ・ 食 堂	42.08 m ²
ト イ レ	2ヶ所（車椅子使用可）
浴 室	一般浴・特殊浴槽
台 所	キッチン、冷蔵庫

5. 職員体制

管理者・計画作成担当者・看護師・介護従事者 法定の基準に沿った人員配置

職 種	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者		1 名			介護福祉士	認知症対応型サービス 事業管理者研修修了
計 画 作 成 担 当 者 (介護支援専門員)				1 名	介護支援専門員 介護福祉士	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了
看 護 師			1 名		正看護師	
介 護 従 事 者 (内 1 名訪問介護員)	1 名	1 名	7 名	1 名	介護福祉士 ヘルパー2 級 介護支援専門員	

6. 事業実施地域及び営業時間

実 施 地 域	豊岡市
営 業 日	365日
通 い サ ー ビ ス	月曜日から日曜日（基本時間）午前 9 時 ～ 午後 4 時
訪 問 サ ー ビ ス	月曜日から日曜日（基本時間）午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 24 時間（但し、緊急時）
宿 泊 サ ー ビ ス	月曜日から日曜日（基本時間）午後 4 時 ～ 翌 9 時

7. 提供するサービスの概要

(1) 提供するサービスの内容について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成		①サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、職員と協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。 ②利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 ③計画を作成した際には、介護計画を利用者に交付します。 ④作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
関するサービス内容	食 事	①食事提供、食事介助を行います。 ②食事は食堂で摂っていただきます。 ③身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮します。 ④調理、配膳など共に行うこともできます。
	排 泄	①利用者の状況に応じ適切な介助を行います。 ②排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の介助を行います。
	移 動 ・ 移 乗 介 助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	見 守 り 等	利用者の安否確認等を行います。
	機 能 訓 練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
	健康チェック	①血圧、体温等の測定を行います。 ②健康状態の把握に努めます。
	送 迎	ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問サービスに関する内容	身 体 の 介 護	①排せつの介助・おむつの交換を行います。 ②食事の介助を行います。 ③入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 ④床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生 活 介 助	①利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 ②利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 ③利用者の衣類等の洗濯を行います。
	そ の 他	利用者の安否確認等を行います。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護の職員の禁止行為

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
※利用者の物に限り、やむを得ない場合は、家族との協議の上で預かりを行う場合がある。但し金銭以外とする。
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービスの利用料金等について

①介護保険給付費外サービス（R7.9.1～）

その他のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります

宿 泊 費	ご利用頂きますお部屋代として頂きます。	日額：3,500 円 （光熱費込）
食 費	管理栄養士が立てた高齢者向けの献立により提供します。	（通い）昼 食：825 円 （おやつ代込み） （宿泊）朝 食：350 円 タ 食：625 円 注）お食事代の請求について ①サービスご利用日1週間前のキャンセルについては、 <u>料金は発生しません。</u> ②事業所都合(感染症蔓延や天災等)でのサービスのキャンセルについては、 <u>料金は発生しません。</u>
レ ク レ ー シ ョ ン アクティビティ活動	それぞれに係る材料代	実費請求
日 常 生 活 品 の 費 用	ご希望により紙おむつ、歯ブラシ等	実費請求
散 髪 等	ご希望により調整します。	実費請求
外出等で発生した旅費等	交通機関の費用及び飲食代	実費請求

②介護保険給付費等、重要事項説明書別紙にて明示

8. 利用料のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算しご請求します。（翌月払い） 翌月10日までに請求書を発行（発送）。15日までに以下の方法でお支払い下さい。		
	現 金	当事業所窓口でのお支払い。
	振 込	但馬信用金庫 本店 普通 0752817 特定非営利活動法人ダーナ 理事長 西池 匡
○	自動引き落とし	但馬信用金庫

9. 事業所ご利用の際の留意事項

来 訪 ・ 面 会	面会については、随時としております。 ※21:00～6:00 玄関施錠
居室・設備・器具の利用	・事業所内の居室や設備、備品、器具は本来の用法に沿ってご利用ください。 ・これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ・飲酒は協議の上決定します。
迷 惑 行 為 等	・騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 ・許可なく他の利用者の部屋等には立ち入らないでください。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動	・事業所内での宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
現 金 等 の 管 理	・原則としてご本人もしくはご家族でお願いします。
動 物 飼 育	・原則として事業所へのペットの持込みは及び飼育はお断りします。

10. 記録作成と交付

利用者に対し、介護記録等を作成し、その完結の日から5年間保管いたします。
利用者又は代理人の請求に応じて、これを閲覧又はその複写物を交付するものとします。

11. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途定める「複合施設シカバレー消防計画」に基づき対応します。	
災害対策に関する担当者	川崎 健作（防火管理者）	
平 常 時 の 訓 練	別途定める「消防計画」に基づき、避難訓練を年2回、利用者も参加して実施します。	
緊 急 対 応 方 法	利用者の主治医または医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡致します。	
防 災 設 備	非常口	4

	誘導灯	3
	非常灯	12
	消火器	4
	スプリンクラー	水道連結型
	自動火災報知機	2（同一敷地内・他事業所）
	自動通報装置	2（同一敷地内・他事業所）

12. 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族等に速やかに連絡させて頂きます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

13. 損害賠償等について

損害賠償について	サービス提供に伴い、万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認める場合には損害賠償責任を命じることができます。
損害賠償の免除について	事業所は下記の項目に定める場合には損害賠償責任を免除されます。 ・利用者及びその利用者代理人が、契約締結日にその心身状況及び病歴等の重要な事項について故意に告げずに、これら重要な事項に起因して利用者に障害が発生した場合。 ・利用者及びその利用者代理人が、サービス実施にあたり必要な事項に関し、事業所の聴取などに対し、故意に応じてなかったことに起因して利用者に障害が発生した場合。 ・利用者の急激な体調の変化等、事業者の提供したサービスを原因としない事由により発生した障害の場合。 ・利用者が事業者若しくは介護従事者等の指示等に反した行為により発生した障害の場合。
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社

14. 秘密保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な利用なく、第三者に洩らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
職員に対する秘密保持について	就業規則にて職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密保持の義務はあります。秘密保持の義務規定に違反した場合は、罰則規定を設けています。
個人情報の保護について	当該事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得（別紙、個人情報同意書）、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用います。また、利用者の家族等の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ているものに限っては、サービス担当者会議等で利用者の家族等の個人情報を用います。 当該事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

15. 情報公開等

情報公開等について	当該事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 03310004 号、老推発第 03310004 号、老老発第 0331017 号第 3 の四の 4 の（18）に基づき、本事業所玄関文書、インターネットホームページにおいて公開する。
情報公開等の方法について	事業所は市町村等と連携を図るため保険者等への情報提供などを行う。 事業所は介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定により、1 年に 1 回「介護サービス情報の公表」の調査を受け、基本情報と合わせて調査情報をインターネットで公表する。

16. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。 ・個別の介護計画の作成など適正な支援の実施に努めます。 ・職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
------------------	---

17. 身体拘束について

身体拘束廃止のための取り組み	事業者は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。 ・緊急やむを得ない場合には身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その同意条件と期間内においてのみ行うことができます。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5 年間保存します。
----------------	--

18. 衛生管理等

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。 ・職員の健康管理を徹底し、職員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 ・利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知徹底しています。 また、職員への衛生管理に関する研修を年 1 回行っています。
他関係機関との連携について	事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとしします。

19. 運営推進会議について

運営推進会議の設置・開催	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、利用者、地域住民、関係機関に対し、地域に開かれたサービスすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置し、概ね 2 ヶ月に 1 回運営推進会議を開催します。
運営推進会議の構成員	・地域住民の代表者等 ・利用者及び利用者の家族 ・市町村職員又は地域包括支援センター職員 ・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者（第三者）
運営推進会議の記録	運営推進会の記録はその都度会議録を作成し、事業所の窓口設置するとともに各構成員、当事業所職員に閲覧又は周知します。

20. 苦情相談等受付機関

提供した小規模多機能型居宅介護に関する契約者等からの苦情や相談に対して、受付窓口を設置して適切に対応するものとします。	
当 事 業 所	相談受付担当者 管理者：番場 哲也 ご利用時間 8：30 ～ 17：30 ご利用方法 電話 0796-53-2800 苦情及び心配事等、気兼ねなくご相談下さい。
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	豊岡市健康福祉部 高年介護課 時間 8：30 ～ 17：15 電話 0796-24-2401
	兵庫県国民健康保険団体連合会 電 話 078-332-5601 (代表) F A X 078-332-0986 (代表)
相 談 先	豊岡地域包括支援センター 電話 0796-24-2409 時間 8：30 ～ 17：15 出石・但東地域包括支援センター 電話 0796-52-7015 時間 8：30 ～ 17：30

21. 契約の終了

利用者は、事業者に対して1週間の予告期間をおいて、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて本契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス料金の支払いが、催告したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合
 - (2) 利用者が1ヶ月を超えての入院、施設等への入所等によりサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
但し、利用者の入院が1ヶ月を超える場合でも、希望により契約を継続することが可能です。その場合、通常の設定額利用料金が発生致します。
 - (3) 利用者又は、その家族が事業者やサービス従事者、他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護施設等に入所等をした場合
 - (2) 利用者の要介護区分が非該当となった場合
 - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

22. 協力医療機関

医 療 機 関 名	たじま医療生活協同組合ろっぽう診療所
医 師 名	藤井 高雄
診 療 科 目	内科・小児科・リハビリテーション科
入 院 設 備	無し
住 所	兵庫県豊岡市今森 465-1
電 話 番 号	0796-24-7007
提 携 契 約 の 内 容	当事業所と上記医療機関は、提携契約に基づき診察・入院対応等可能な範囲で医療の提供を行い、緊急時の対応も行う。

医 療 機 関 名	ちば内科・脳神経内科クリニック
医 師 名	千葉 義幸
診 療 科 目	内科・脳神経内科・脳神経外科
入 院 設 備	無し
住 所	兵庫県豊岡市九日市下町 5-1
電 話 番 号	0796-22-7000
提 携 契 約 の 内 容	当事業所と上記医療機関は、提携契約に基づき診察・入院対応等可能な範囲で医療の提供を行い、緊急時の対応も行う。

23. その他事項

重要事項説明書等、法律の変更や記載変更を行った場合は、新事項を追加修正した「重要事項説明書」を作成し、利用者及びご家族へ説明を行います。

※状況に応じ 郵送等による説明対応とさせて頂く場合もあります。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 7 年 7 月 28 日
-----------------	-----------------

当該事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

事業者	法人名	特定非営利活動法人ダーナ	
	代表者名	理事長 西池 匡	印
	法人所在地	兵庫県豊岡市出石町安良 3-10	
	事業所名	小規模多機能型居宅介護 円 (まどか)	
	所在地	兵庫県豊岡市出石町安良 239-1	
	連絡先	0796-53-2800	
	説明者氏名	川崎 健作	印

【ご利用者・ご家族など記入欄】

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を確かに受けました。

ご 利 用 者	住 所		
	氏 名	印	
上記署名は、（ ）が代行しました。			
ご 家 族	住 所		
	連 絡 先	自宅等	携帯等
	氏 名 ・ 続 柄	印（続柄）	

【 ☐ 身元引受人記入欄 ・ ☐ 代理人記入欄 】

住	所				
連	絡	先	自宅等	携帯等	
氏	名	・	続	柄	印（続柄）